

宮若市

若宮小学校跡地利活用基本構想

令和 7 年 3 月

目 次

はじめに. 業務の目的	1
1. 市の人口・世帯数等の動向	1
1－1 人口・世帯特性	1
1－2 人口流動の特性	3
1－3 住宅建設の状況	4
2. 計画地の位置及び敷地条件	5
2－1 計画地の位置	5
2－2 敷地条件	6
3. 計画地の利活用に係る上位・関連計画	8
3－1 上位計画	8
3－2 関連計画	10
4. 開発のコンセプト、土地利用及び施設配置の方針	11
4－1 開発（跡地利活用）のコンセプト	11
4－2 土地利用の方針	11
4－3 施設配置計画	13
4－3 施設の整備イメージ	17
5. 事業内容、概算工事費	18
5－1 事業内容、事業主体、管理主体	18
5－2 概算事業費	19
5－3 事業実施スケジュール	20
資料編	21
資－1 比較案の整備イメージ図	21
資－2 公園の整備イメージ図	25

はじめに．業務の目的

- 平成30年度公表の「宮若市学校施設等跡地利活用方針」では、若宮小学校跡地は、本市の定住促進及び、地域活性化に繋がる重要な拠点として活用が見込まれることから「人と緑が共存する賑やかなまちづくり」をコンセプトに掲げ、住宅と公園と地域の調和を図りながら、魅力ある街並みを形成し、定住関連施設として整備を検討しています。
- 本業務は、この基本的な方針の具現化を図り、同跡地のポテンシャルを最大限に引き出す効果的な施設配置等を検討し、これらを取りまとめた計画の策定を目的としています。

1．市の人口・世帯数等の動向

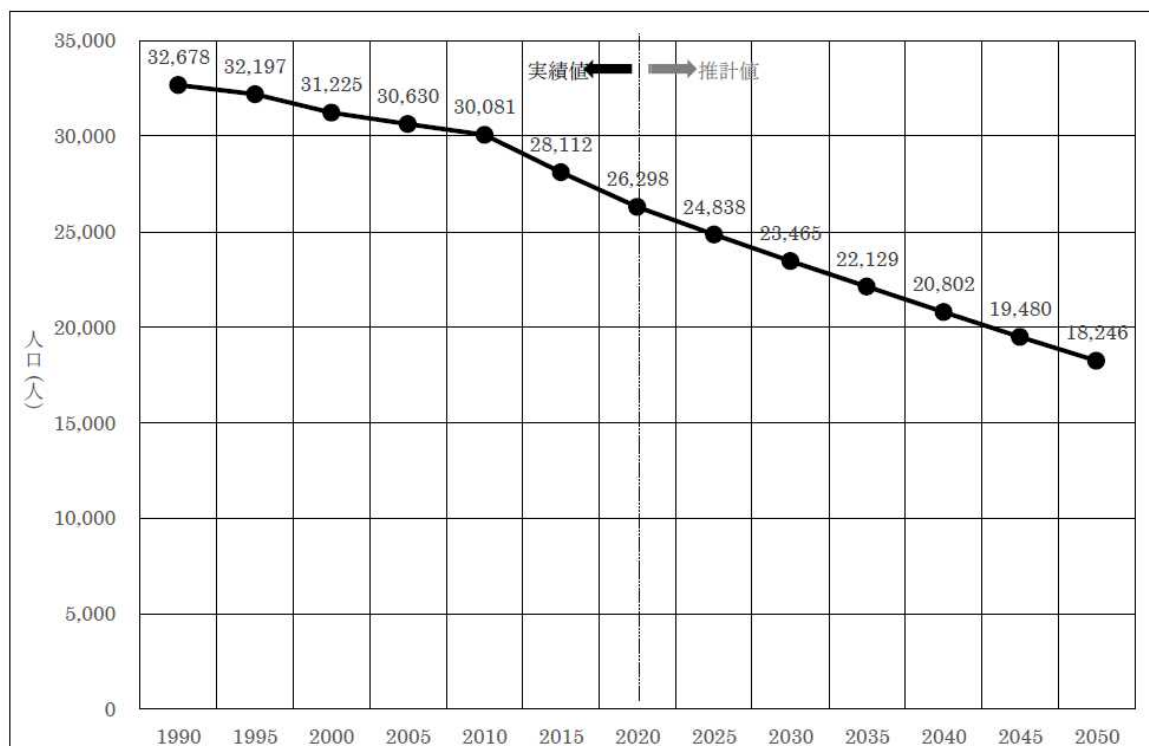
1－1 人口・世帯特性

(1) 人口の推移と将来推計

○本市の人口は、平成2（1990）年の32,678人をピークに年々減少しており、令和2年の国勢調査では26,298人となっています。

○国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の推計及び社人研推計に準じた推計によると、今後も人口は減少を続け、2050年の人口は18,246人になると推計されており、人口定着に向けた一層の施策展開が求められる状況となっています。

■総人口の推移と将来推計



（出典）2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
※年齢不詳を含む

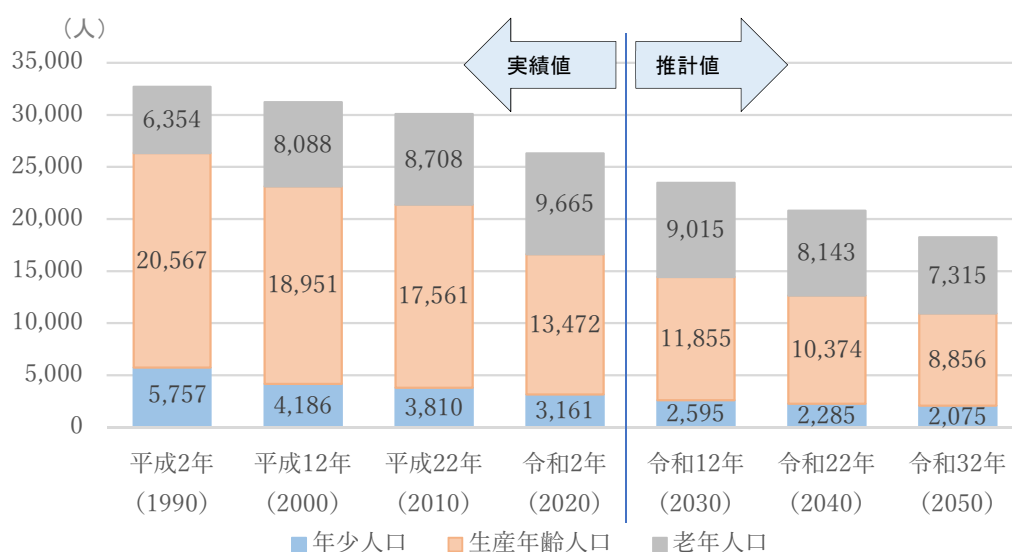
(2) 年齢別人口の推移と将来推計

○15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は継続的に減少しており、25年後の令和32(2050)年には年少人口は2,075人、生産年齢人口は8,856人になると推計されています。

○老年人口については、令和2(2020)年の9,665人をピークに減少に転じ、令和32(2050)年には7,315人になると推計されていますが、老年人口比率は上昇し、令和32(2050)年には40.1%になると推計されています。

○このことから、若い世帯の定住促進を進めることが必要になってきています。

■年齢3区分別人口の推移と将来推計



(出典) 2020年までは総務省「国勢調査」、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 世帯特性

○本市の世帯数は、平成22(2010)年の11,048世帯をピークに減少に転じました。

○平均世帯人員は平成2年では3.13人であったものが、令和2年には2.36人となり、核家族化が進むとともに単独世帯が増加しています。

■世帯数及び世帯人員の推移(資料:各年の国勢調査)



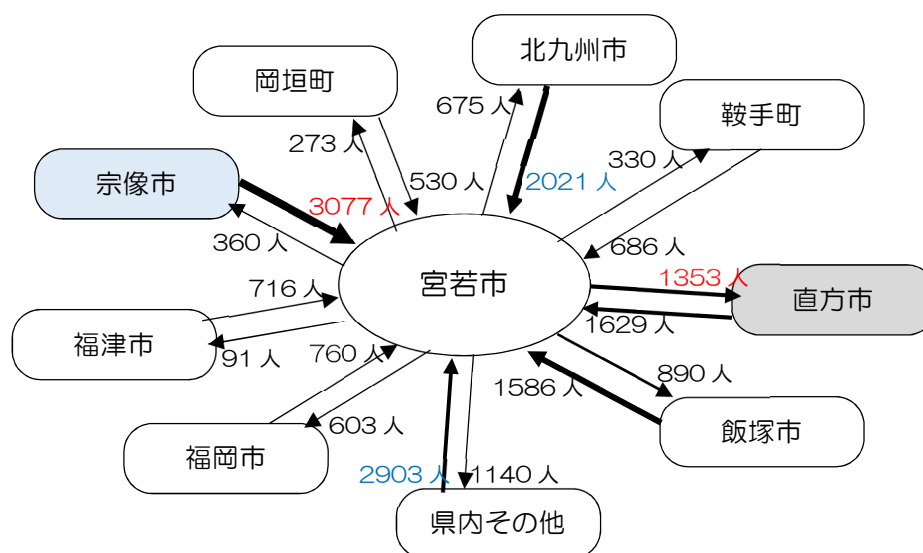
1-2 人口流動の特性

(1) 流入・流出の特性

○本市からの流出が最も多いのは直方市で、本市への流入が最も多いのは宗像市となっています。

○流入超過となっており、市内の企業従業員の多くが市外に居住している状況が伺えるため、今後も住宅供給を進め、市内への居住を促進することが求められます。

■流入・流出状況図（資料：令和2年国勢調査）

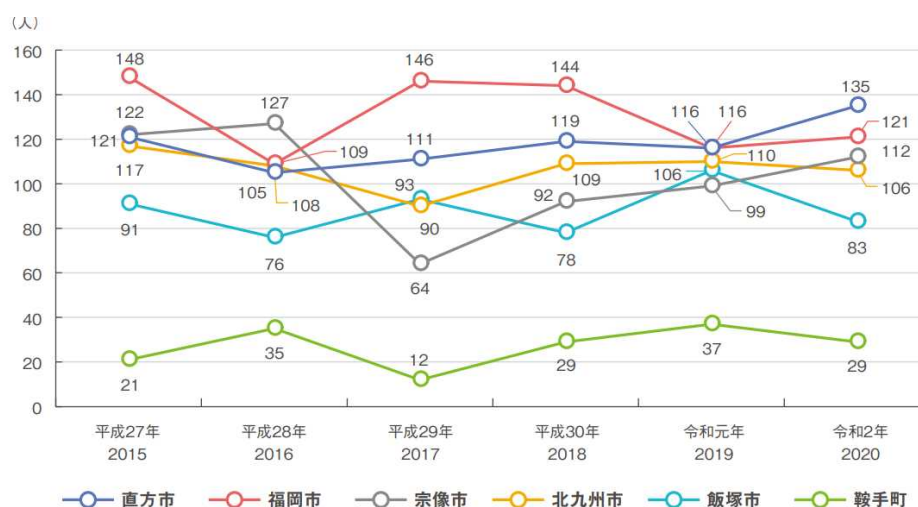


(2) 社会増減（転入・転出）の状況

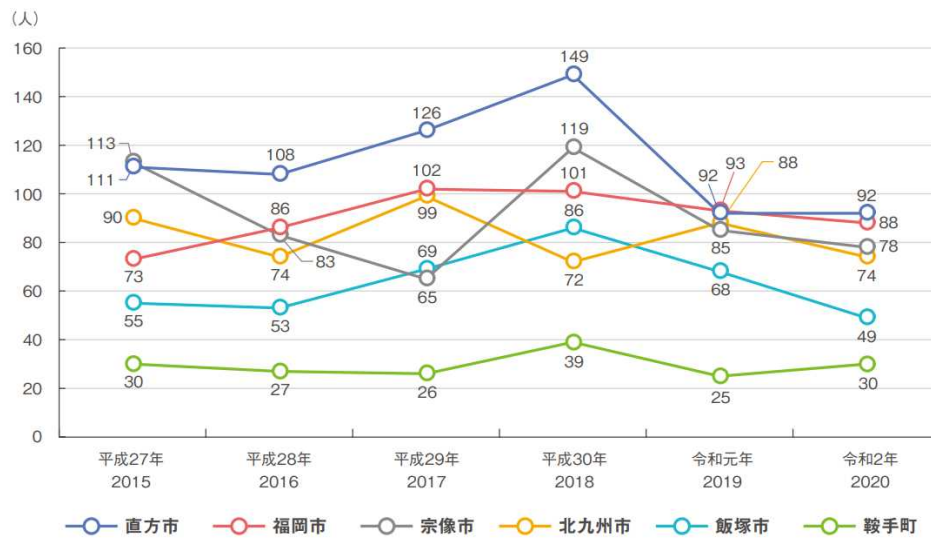
○本市では転出超過となっています。

○本市からの転出先としては、直方市、福岡市、宗像市が多く、本市への転入元としては、直方市、福岡市、宗像市、北九州市が多くなっています。

■本市からの転出先上位自治体の推移（資料：住民基本台帳人口移動報告）



■本市への転入元上位自治体の推移（資料：住民基本台帳人口移動報告）



1-3 住宅建設の状況

- 本市の新設住宅着工戸数は、平成29（2017）年を除いて、年間概ね50～70戸程度で推移しています。
- 平成29（2017）年の着工戸数が約130戸と突出しているのは、平成28（2016）年11月に光陵ワンダーガーデンズの分譲が開始されたことによると考えられます。

グラフ出展：Graph To Chart.com

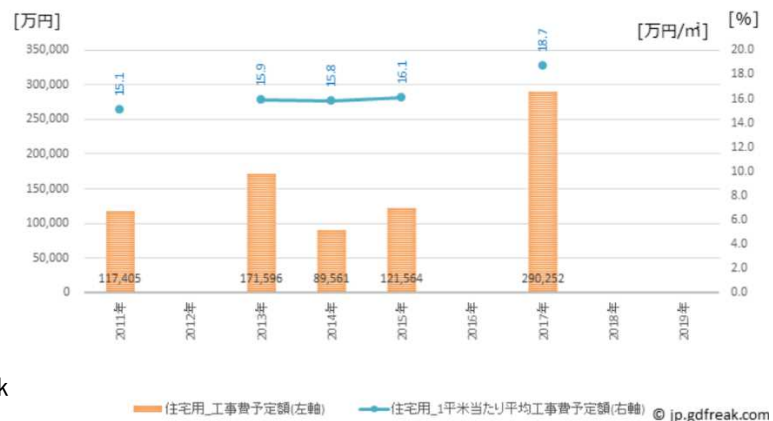


- 本市の住宅の工事費は、概ね1㎡当たり16～19万円（坪53～63万円）程度となっています。

宮若市(みやがき 福岡県)の建築着工の動向

16. 住宅用建築物の工事費予定額合計の推移

住宅用建築物の工事費予定額合計の推移



グラフ出展：GD Freak

2. 計画地の位置及び敷地条件

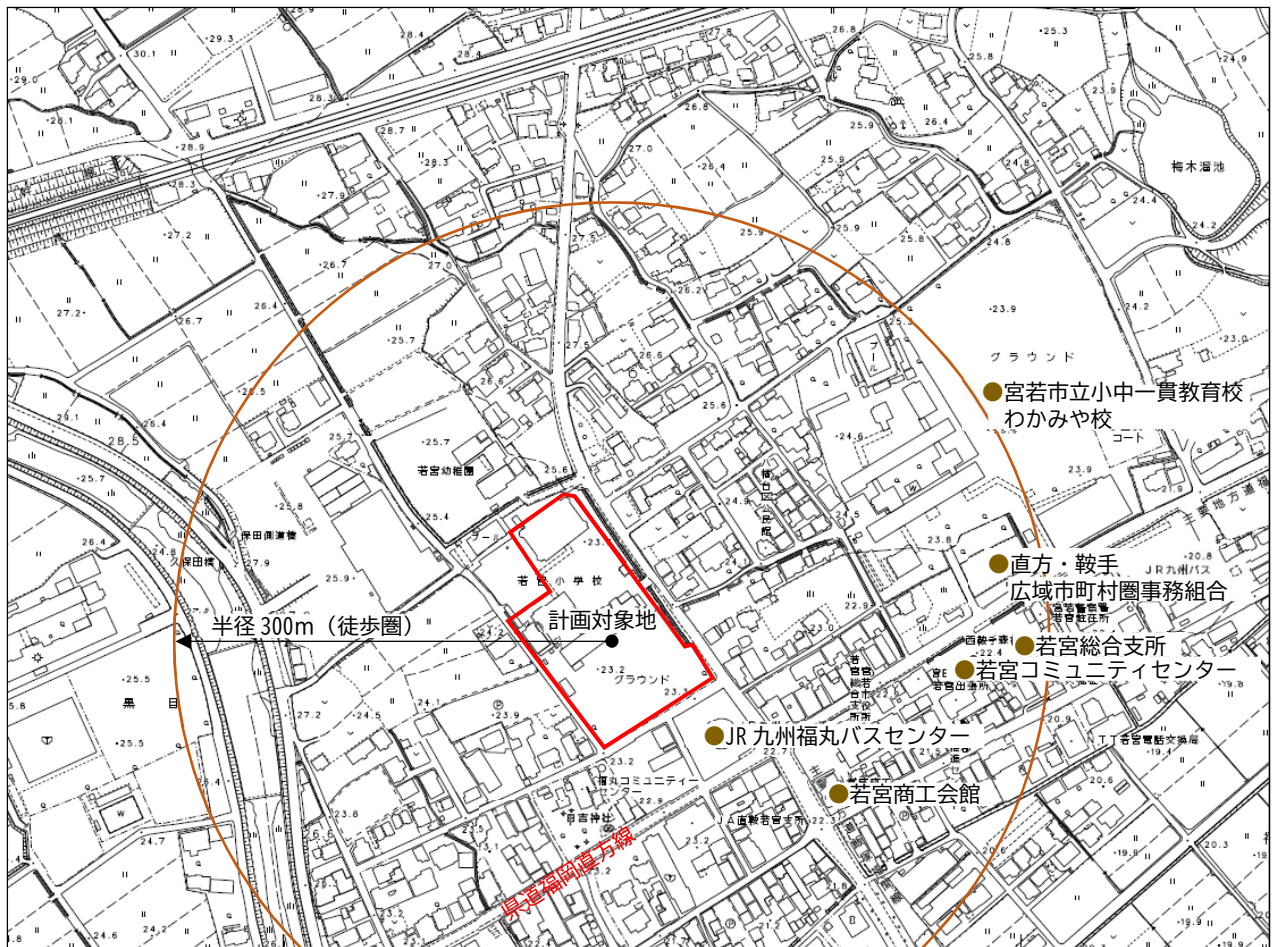
2-1 計画地の位置

○計画対象地の住所は、宮若市福丸 303 番地 1

○若宮支所から約 300m、若宮コミュニティセンターから約 250mの位置にあり、非常に利便性の高い位置にあります。

○また、九州自動車道若宮インターから約 3 km に位置し、福岡市や北九州市への通勤・買物等にも利便性の高い位置にあります。

■計画地の位置図



2-2 敷地条件

(1) 敷地規模

○若宮小学校跡地の面積は 16,000 m²であるが、子育て支援センター用地が約 2,800 m²であり、セットバックして歩道を設ける部分の面積が約 500 m²であるため、計画対象地の利用可能な面積は約 12,700 m²となっています。

■計画対象地の面積

名 称	面積	備 考
若宮小学校跡地の面積	16,000 m ²	
学童保育施設： 子育て支援センター たけんこ 敷地面積	約 2,800 m ²	※アプローチの通路、駐車場等を含む
歩道整備のためのセットバック部分	約 500 m ²	
計画対象地（利用可能部分）	約 12,700 m ²	※セットバック部分を除く

(2) 敷地内の建物及び土地の状況

○計画対象地内には、北側から屋内運動場（RC 2 階建て 1,115 m²）、教室棟（RC 3 階建て 986 m²）、給食室棟（RC 平屋 148 m²）、管理教室棟（RC 3 階建て 1,998 m²）が残っているほか、対象地の西側には、倉庫、グラウンド南東の角にはポンプ室が残っています。

○土地はほぼ平坦ですが、対象地の北端の高さが GL=23.7、南端の高さが GL=23.3 と、やや南下がりの土地となっています。なお、計画地の北側は道路から約 2 m低くなっています。

○計画対象地の東側は水路に接しており、水路側から対象地に進入するには制約があります。

■計画対象地内に残っている建物

名 称	構造・規模	備 考
屋内運動場	RC 造 2 階建て/1,115 m ²	
教室棟	RC 造 3 階建て/ 986 m ²	
給食室棟	RC 造平屋建て/ 148 m ²	※用務員室を含む
管理教室棟	RC 造 3 階建て/1,998 m ²	
倉庫	木造平屋建て/ 50 m ²	
ポンプ室	ブロック造平屋建て/ 約 4 m ²	

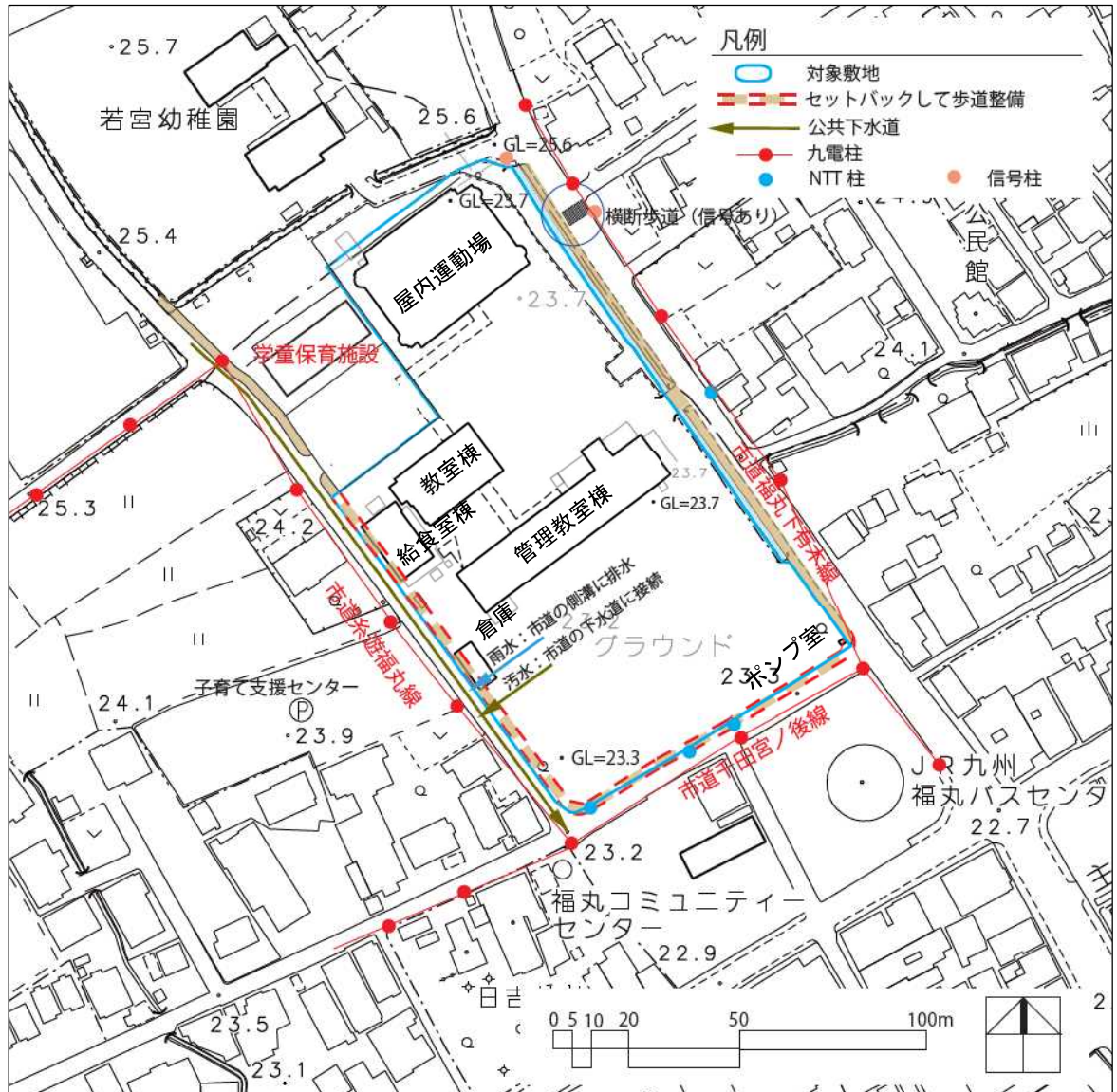
(3) 洪水浸水想定区域

○『宮若市防災マップ（令和 5 年 3 月）』の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域によると、計画対象地内は、グラウンドの南側の一部が 0.5m 以上～3.0m 未満、その他の大部分は 0.5m 未満の浸水が想定されています。

洪水浸水 想定区域	10.0m以上
	5.0m以上～10.0m未満
	3.0m以上～5.0m未満
	0.5m以上～3.0m未満
	0.5m未満



■計画地内の建物及び土地の状況



(4) 敷地に関連するインフラの状況

○計画対象地の東側は、水路を介して市道福丸下有木線に、南側は市道千田宮ノ後線に、西側は市道糸遊福丸線に接しており、市道千田宮ノ後線と市道糸遊福丸線は、学校用地側にセットバックして車道幅員 5 m、歩道幅員 2.5mの道路に拡幅整備する計画になっています。

○上下水道は対象地西側の市道糸遊福丸線に整備されており、電力及び電話線も対象地西側の市道糸遊福丸線を通っています。

(5) その他、開発に係る条件

○計画対象地に係る法適用状況は以下のとおりとなっています。

■法規制状況

都市計画	宮若準都市計画区域
用途地域	無指定
建ぺい率 / 容積率	70% / 200%
高さ制限	なし

3. 計画地の利活用に係る上位・関連計画

3-1 上位計画

(1) 第2次宮若市総合計画

○平成30年から令和9年までを計画期間とする『第2次宮若市総合計画』の中で、本計画に関連する事項の概要を以下に整理します。

■第2次宮若市総合計画の概要

計画期間①：基本構想	平成30年～令和9年の10年間
計画期間②：後期基本計画	令和5年～令和9年の5年間
市の将来像	ひと・みどり・産業が輝く ふるさと宮若
目標人口	令和9年の目標：27,000人
まちづくりの基本目標	地域：自然と共生した、安全・安心で便利な地域 ○将来に向けて安定した定住人口を確保するため、定住環境、子育て・教育環境の充実を始め、市民がともに支え合う地域社会をつくり、安全・安心な暮らしを高めるとともに、暮らしの利便性の確保、自然環境にやさしいまちづくりを進め、魅力あふれる住みよいまちを目指す
土地利用の方向	住宅市街地ゾーン ○生活基盤整備を進め、良好な住環境を創出するとともに、環境と調和した住宅・宅地の供給促進に努める。
基本施策	生活基盤・都市基盤：安全・安心で便利な暮らしを確保する生活基盤・都市基盤づくり ○調和のとれた土地利用を促進するとともに、都市基盤の中核となる中心拠点の整備を進める。 ○定住促進施策を推進し、定住・移住人口の増加を図る。 ○道路・交通網の環境整備、中心拠点の整備、公園・緑地の維持・管理を進め、便利で快適な生活環境の創出を推進する。 ○市民の安全・安心な暮らしを支える消防・防災・防犯体制を強化するとともに、交通安全対策の充実を図る。
基本計画： 定住・住宅施策の推進：	住宅・土地供給の促進 ○空家や市有地の利活用など、時流に応じた移住・定住の受け皿の提供に努める。 ○学校跡地などを有効に活用し地域振興に資するよう利活用の手法を調査・検討する。 ○多様なライフスタイルに対応した住環境を確保するため、住宅団地の検討を行うとともに、遊休市有地の売却を進める。

(2) 宮若市デジタル田園都市構想総合戦略（第3期まち・ひと・しごと総合戦略）

○令和7年度から令和11年度までを計画期間とする『宮若市デジタル田園都市構想総合戦略（第3期まち・ひと・しごと総合戦略）』の中で、本計画に関連する事項の概要を以下に整理します。

■第3期まち・ひと・しごと総合戦略の概要

計画期間	令和7年度～令和11年度の5年間
基本目標Ⅰ 産業振興による雇用の創出	(イ) 雇用の創出 ○多様な産業の振興に向けて、関係機関との連携を図りながら、雇用と就業機会の創出に取り組む。 ○創業希望者へ研修などを実施するとともに、事業所の開設に要する経費等を支援するなど、起業・創業にチャレンジしやすい環境づくりを推進する。 【主な取組】 ◆創業・新事業展開等の支援 ◆異業種交流機会の拡大 ◆企業立地促進助成金の交付 ◆学校跡地等遊休地の利活用 (エ) 宮若ブランドの創出 ○全国でも高い評価を受けている「米」をはじめとし、豊かな自然に育まれた多彩で高品質な農産物の6次産業化を進め、販路の拡大に取り組む。 ○市内観光・物産関係団体の効果的な組織統合により、付加価値の高い宮若ブランドの創出を推進する。 【主な取組】 ◆農業観光振興センターの活用 ◆TEAM みやわかじまん等関係団体の連携強化 ◆輝くふるさと応援寄附金（ふるさと納税）取扱品目等の拡充 ◆農産物等の販路拡大の支援 ◆特産品開発の推進
基本目標Ⅱ 人材の定着・還流・移住の推進	(ア) 定住人口の拡大 ○学校跡地等遊休地を活用した定住の受け皿となる住宅地の整備を実施し、市の定住人口の増加を推進する。 ○教育、子育て、福祉、文化等あらゆる政策を総動員し、「住みたい、住み続けたいまち」を目指す。 【主な取組】 ◆定住関連補助金（住宅取得補助金）等の交付 ◆持続可能な公共交通の維持 ◆学校跡地等遊休地を活用した住宅地の整備及び定住施策の推進 (イ) 移住転入者への支援推進 ○コロナ禍を経て子育て世帯の地方移住に対する関心が高まる中、住宅取得補助金など魅力ある定住施策のPRを効果的かつ細やかに行うことで、移住希望者への支援を推進する。 ○誰もが利用しやすい公共交通の確保・充実のため、A Iデマンドタクシー「ふれタク」の運行など、利便性の高い持続可能な公共交通網の構築に努める。 【主な取組】 ◆定住関連補助金（住宅取得補助金）等の交付 ◆下水道整備の推進 ◆持続可能な公共交通網の維持

(3) 第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画「次世代育成行動計画分」

○令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画「次世代育成行動計画分」』の中で、本計画に関連する事項の概要を以下に整理します。

■第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画「次世代育成行動計画分」の概要

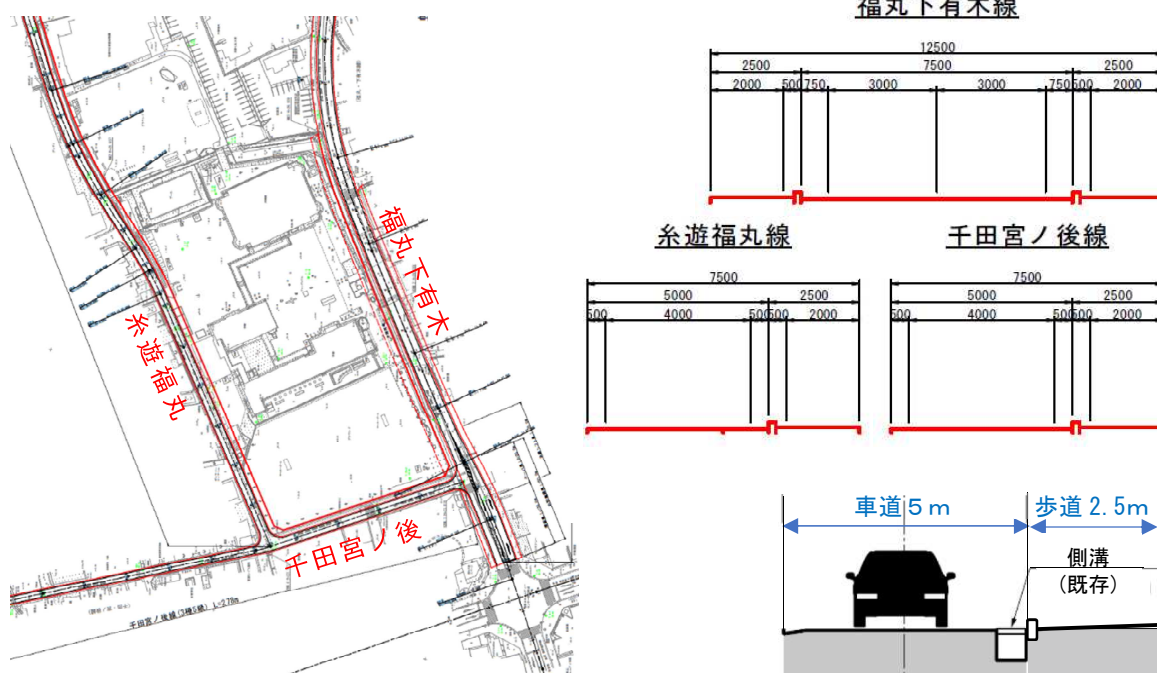
計画期間	令和2年～令和6年の5年間
基本目標1 地域における子育ての支援【地域子育て支援】	○必要なサービスが必要な時に受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスと情報提供の充実を図る。 ○子育て家庭を地域全体で見守るための子育て支援センターの充実、子育て親子の交流の場の充実を図る。 「次世代育成行動計画分」 1) 地域における子育て支援サービスの充実 2) 保育サービスの充実 3) 子育て支援のネットワークづくり 4) 子どもの健全育成
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】	○子どもを安心して生み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設整備など、バリアフリーのまちづくりを進める。 「次世代育成行動計画分」 1) 良好な住宅の確保 2) 安全な道路交通環境の整備 3) 安心して外出できる環境の整備 4) 安全・安心まちづくりの推進等

3-2 関連計画

(1) 歩道整備計画

○学校用地に接する市道糸遊福丸線及び市道千田宮ノ後線には、学校用地側をセットバックして、幅員2.5mの歩道を整備する計画となっています。

■歩道整備計画図



4-3 施設配置計画

○施設配置については4案検討しました。各案の動線及び施設配置ゾーニングは以下のとおりです。

(1) A案-1：公園を対象地の北側に配置する案

○公園を対象地の北側に配置し、学童保育施設と一体となるよう整備する案です。

■A-1案の動線及びゾーニング図



■A-1案のメリット・デメリット

メリット	○既存の学童保育施設と一体的な公園となるため、以下のようなメリットがある。 ・施設の管理がしやすく、放課後に公園で遊ぶ児童の見守りもしやすい。 ・駐車場が共有できる。 ○公園が農業用水路の法面に接するため、法面の管理がしやすい。
デメリット	○学校の面影を残す桜並木や校庭内にあった樹木を伐採する必要があり、その費用が生じる。 ○商業施設や公共公益的施設等が対象地の南側にあるため、北側の公園は新たに整備される戸建て住宅地の居住者にとって“裏側”のイメージがある。 ○公園が学童保育施設の付属施設のような印象があり、開かれたみんなの公園というイメージが薄れる。 ○戸建て住宅地の整備を行う民間事業者に、公園と接する区画道路の整備を条件づける必要がある。 ○住宅ゾーンの南側の一部は、0.5m～3.0mの浸水想定区域内にある。

(2) A案－2：公園を対象地の北側に配置し、道路を新設する案

○公園を対象地の北側に配置し、学童保育施設と一体となるよう整備する案で、その北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設する案です。

■ A－2 案の動線及びゾーニング図



■ A－2 案のメリット・デメリット

メリット	○既存の学童保育施設と一体的な公園となるため、以下のようなメリットがある。 ・施設の管理がしやすく、放課後に公園で遊ぶ児童の見守りもしやすい。 ・駐車場が共有できる。 ○北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設するため、北側から公園へのアクセスがしやすくなる。 ○公園が農業用水路の法面に接するため、法面の管理がしやすい。
デメリット	○学校の面影を残す桜並木や校庭内にあった樹木を伐採する必要があり、その費用が生じる。 ○商業施設や公共公益的施設等が対象地の南側にあるため、北側の公園は新たに整備される戸建て住宅地の居住者にとって“裏側”のイメージがある。 ○公園が学童保育施設の付属施設のような印象があり、開かれたみんなの公園というイメージが薄れる。 ○戸建て住宅地の整備を行う民間事業者に、公園と接する区画道路の整備を条件づける必要がある。 ○住宅ゾーンの南側の一部は、0.5m～3.0m の浸水想定区域内にある。

(3) B案—1：公園を対象地の南側に配置する案

○公園を対象地の南側に配置し、福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターからも利用しやすくする案です。

■B—1案の動線及びゾーニング図



■B—1案のメリット・デメリット

メリット	○公園の位置が福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターと近くなり、多様な利用が期待できる。 ○学校の面影を残す桜並木や校庭内にあった樹木が保存される。 ○商業施設や公共公益的施設等が対象地の南側にあるため、新たに整備される戸建て住宅地の居住者にとって、公園が常に意識される存在になる。
デメリット	○戸建て住宅地の形状がL字型になるため、開発を行う民間事業者にとって利用しにくい印象になる。 ○戸建て住宅地へのアクセスが、道路との高低差のある北側からになる。 ○学童保育施設と公園が離れるため管理がしにくくなる。 ○戸建て住宅地を整備する民間事業者に、農業用水路の法面の管理が出来るような区画道路の配置を条件付けする必要がある。

(4) B案－2：公園を対象地の南側に配置し、道路を新設する案

○公園を対象地の南側に配置し、福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターからも利用しやすくする案です。

○北側から住宅地にアクセスしやすくするため、北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設する案です。

■B－2案の動線及びゾーニング図



■B－2案のメリット・デメリット

メリット	○公園の位置が福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターと近くなり、多様な利用が期待できる。 ○学校の面影を残す桜並木や校庭内にあった樹木が保存される。 ○商業施設や公共公益的施設等が対象地の南側にあるため、新たに整備される戸建て住宅地の居住者にとって、公園が常に意識される存在になる。 ○北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設するため、北側から戸建て住宅地へのアクセスがしやすくなる。
デメリット	○戸建て住宅地の形状がＬ字型になるため、開発を行う民間事業者にとって利用しにくい印象になる。 ○学童保育施設と公園が離れるため管理がしにくくなる。 ○戸建て住宅地を整備する民間事業者は、農業用水路の法面の管理が出来るような区画道路の配置を条件付けする必要がある。

4-3 施設の整備イメージ

(1) 芝生広場

○芝生広場には遊具等は配置せず、子供たちや親子が駆けまわって遊べる芝生のみの空間とすることを想定しています。

○ただし、高齢者等が休んだり、親が座って幼児の見守りをする事が出来るよう、必要に応じてベンチ等の休憩施設の配置を検討します。

○このようにフラットな芝生のみの広場とすることにより、防災訓練等出来る広場として、また、災害時の一時避難広場としても活用されるなど、多目的な活用が可能な公園とすることを想定しています。



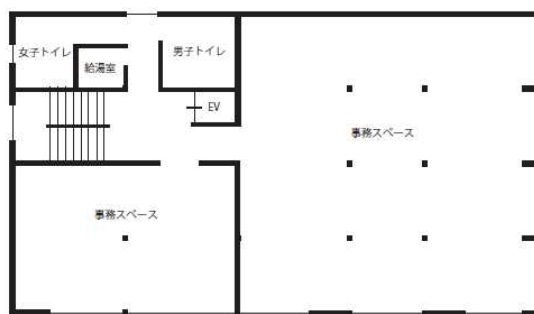
■芝生広場のイメージ

(2) 交流施設

○交流施設は、市民が自由にくつろいで会話を楽しめるカフェスペースを設けるとともに、以下のような利用も想定しています。

- ・本市の特産品のアンテナショップコーナー
- ・市民がお店を経営するチャレンジショップスペース
- ・市民が自由に使える貸イベントスペース など

○また、カフェスペースから芝生広場へと連続するテラスを設ける計画とします。



2階平面図



■イメージ（事例：佐賀県江北町みんなの公園）



1階平面図



■イメージ（事例：福岡県大濠公園大濠テラス）

5. 事業内容、概算工事費

5-1 事業内容、事業主体、管理主体

(1) 全体の事業概要

○本事業の内容は下表のとおりです。

■事業内容

事業	事業主体	事業概要
①-1 学校施設の除却	市	・対象地内に残る学校施設等を除却し整地する。
①-2 記念碑等の 保全、移設	市	・学校の面影を残す門柱や記念碑、樹木などは出来るだけ現位置での保全を図り、必要に応じて移設・移植する。
②公園整備	市	・約 3,000～4,000 m ² の公園を整備する。 ・公園は主に芝生広場とする。
③交流施設整備	市	・上記の公園内に、木造 2 階建て、延べ床面積約 500 m ² の交流施設を整備する。 ・交流施設の付属施設として、10 台程度の駐車場を整備する。 (うち 1 台は障がい者用駐車スペースとする。)
④対象地北側への 市道整備	市	・計画対象地の北側に、市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ幅員 6 m の市道道路を整備する。
⑤戸建て住宅地整備	民間	・学校用地の一部(約 8,500～9,500 m ²)を条件付きで民間に譲渡し、民間による住宅地開発を誘導する。

(2) 民間への誘導（土地の譲渡条件）

○良好な街並みの戸建て住宅地を形成するため、民間への譲渡条件として以下のようなものを設定します。

■民間誘導（案）

①住宅地への 進入路の位置	・既存住宅地への通過交通量を抑制するため、市道糸遊福丸線には住宅地へのメインの進入路を設けない。
②区画道路	・幅員 6 m の区画道路を適切に配置する。 ・対象地の北側では、農業用水路の法面の草刈りや管理が可能となるよう、区画道路を配置する。
③歩行者専用路	・現在の校門から住宅地にアクセスする歩行者専用路(幅員 4 ～ 6 m)を整備する。
④宅地形状	・1 宅地の形状は出来るだけ整形になるよう配慮し、旗竿状の宅地はつくらない。 ・南面する宅地の幅は 12.5m 以上とする。
⑤宅地規模	・1 宅地は原則として 70 坪以上とする。
⑥建物の壁面線	・建物は道路境界線から 1.5m 以上、隣地境界線から 1.0m 以上後退して設ける。
⑦囲障（垣柵）	・区画道路に面する部分は、ブロック塀等は設置せず、出来るだけ生垣等による緑化を図る。
⑧歩行者空間の 安全確保	・市道糸遊福丸線及び市道千田宮ノ後線に整備される歩道側から、各宅地への車のアクセスを禁止する。

5－2 概算事業費

(単位：百万円)

項目		面積 (m ²)	A-1 案	A-2 案	B-1 案	B-2 案	備 考
解体・処分費	体育館	1,115	72	同左	同左	同左	・ RC 造 2 階建て
	教室棟	986	58	同左	同左	同左	・ RC 造 3 階建て
	管理・教室棟	1,998	117	同左	同左	同左	・ 同上
	給食室棟	148	9	同左	同左	同左	・ RC 造平屋建て
小計			256	同左	同左	同左	※解体設計費は含まず
公園整備費		3,000	—	—	54	同左	・ 交流施設の外構等を含む
〃		4,000	72	同左	—	—	・ 同上
交流施設建設費		500	250	同左	同左	同左	・ 木造 2 階建て、省エネ基準対応
北側の市道整備費		L=95m W= 6m	—	30	—	30	・ 擁壁工事等を含む
合計			578	608	560	590	

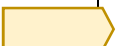
(令和 7 年 3 月現在)

※設計費は含まず、工事費は諸経費を含む

5-3 事業実施スケジュール

○以下のスケジュールで実施していくこととします。

○なお、スケジュールは状況に応じて柔軟に見直しを行います。

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
1. 学校施設等の除却、 移設								
解体設計								
解体処分、記念碑等の 移設工事								
2. 公園・交流施設								
基本・実施設計								
開発行為申請								
整備工事								
3. 住宅地整備								
不動産鑑定⇒公募 ⇒財産処分								
民間による設計・協議								
民間による開発行為申請								
民間による 戸建て住宅地整備工事								

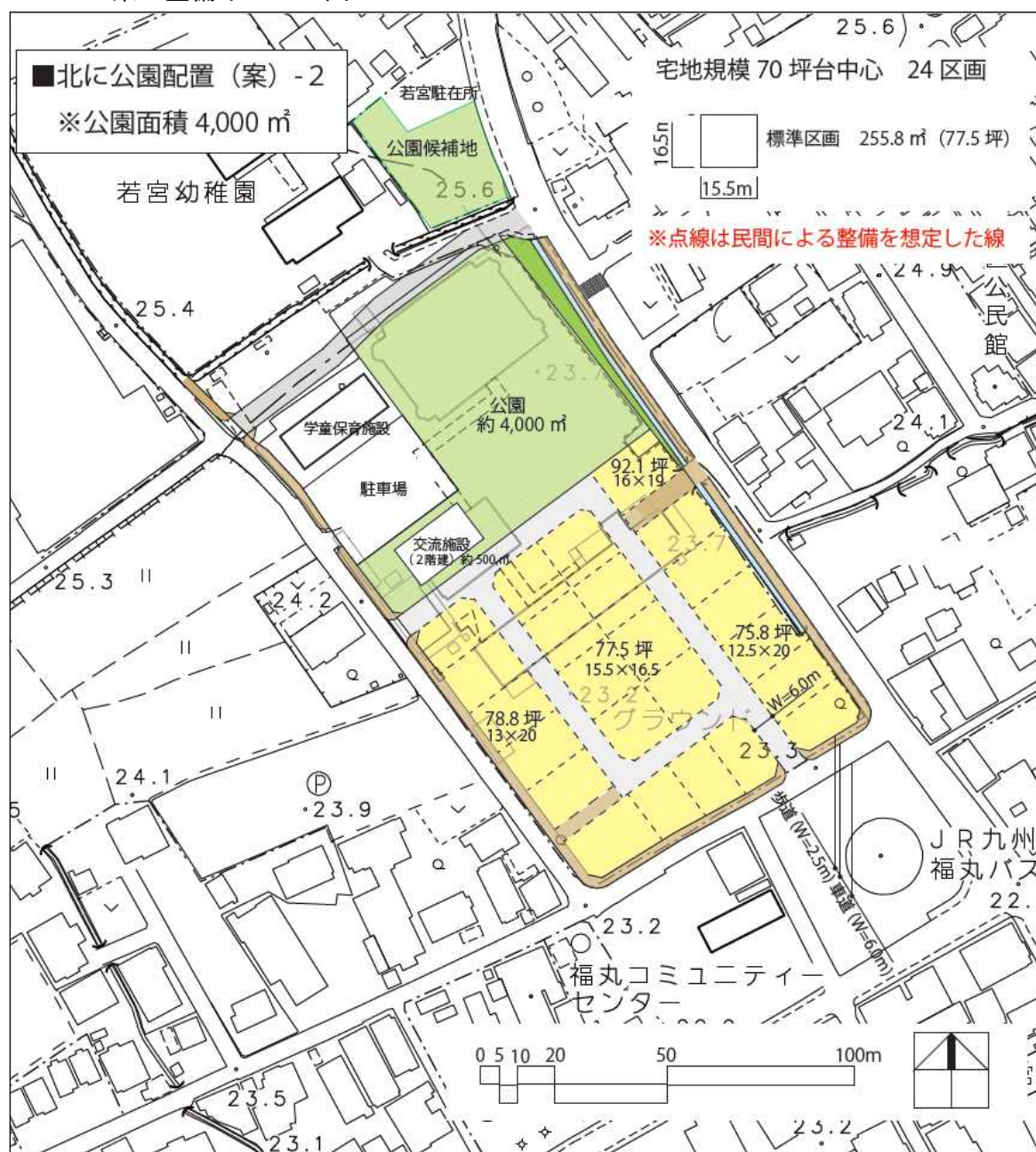
資料編

資－１ 比較案の整備イメージ図

(１) A案－１：公園を対象地の北側に配置する案

○公園を対象地の北側に配置し、学童保育施設と一体となるよう整備する案

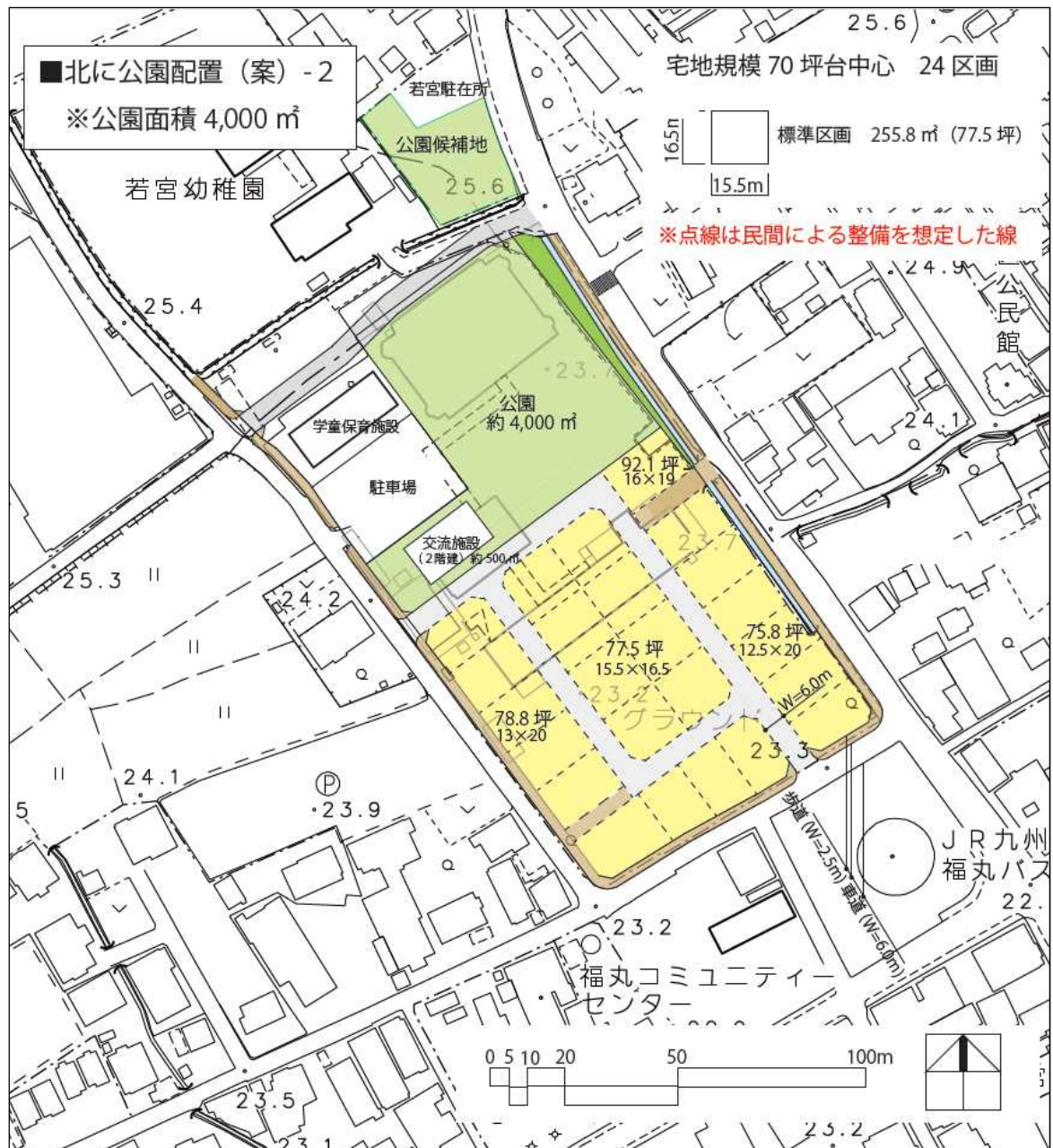
■ A－１案の整備イメージ図



(2) A案—2：公園を対象地の北側に配置し、道路を新設する案

○公園を対象地の北側に配置し、学童保育施設と一体となるよう整備する案で、その北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設する案

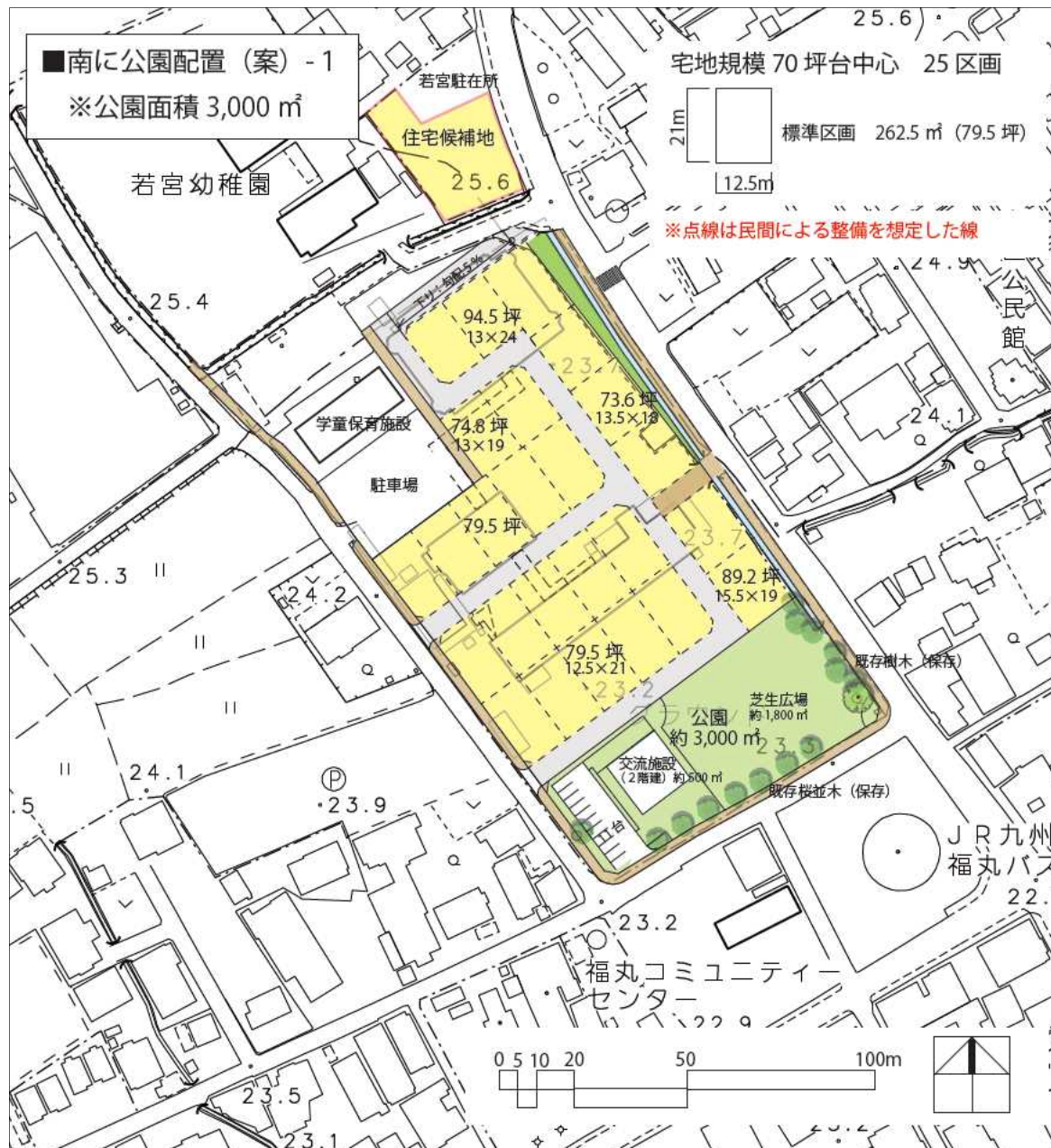
■ A—2 案の整備イメージ図



(3) B案—1：公園を対象地の南側に配置する案

○公園を対象地の南側に配置し、福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターからも利用しやすくする案

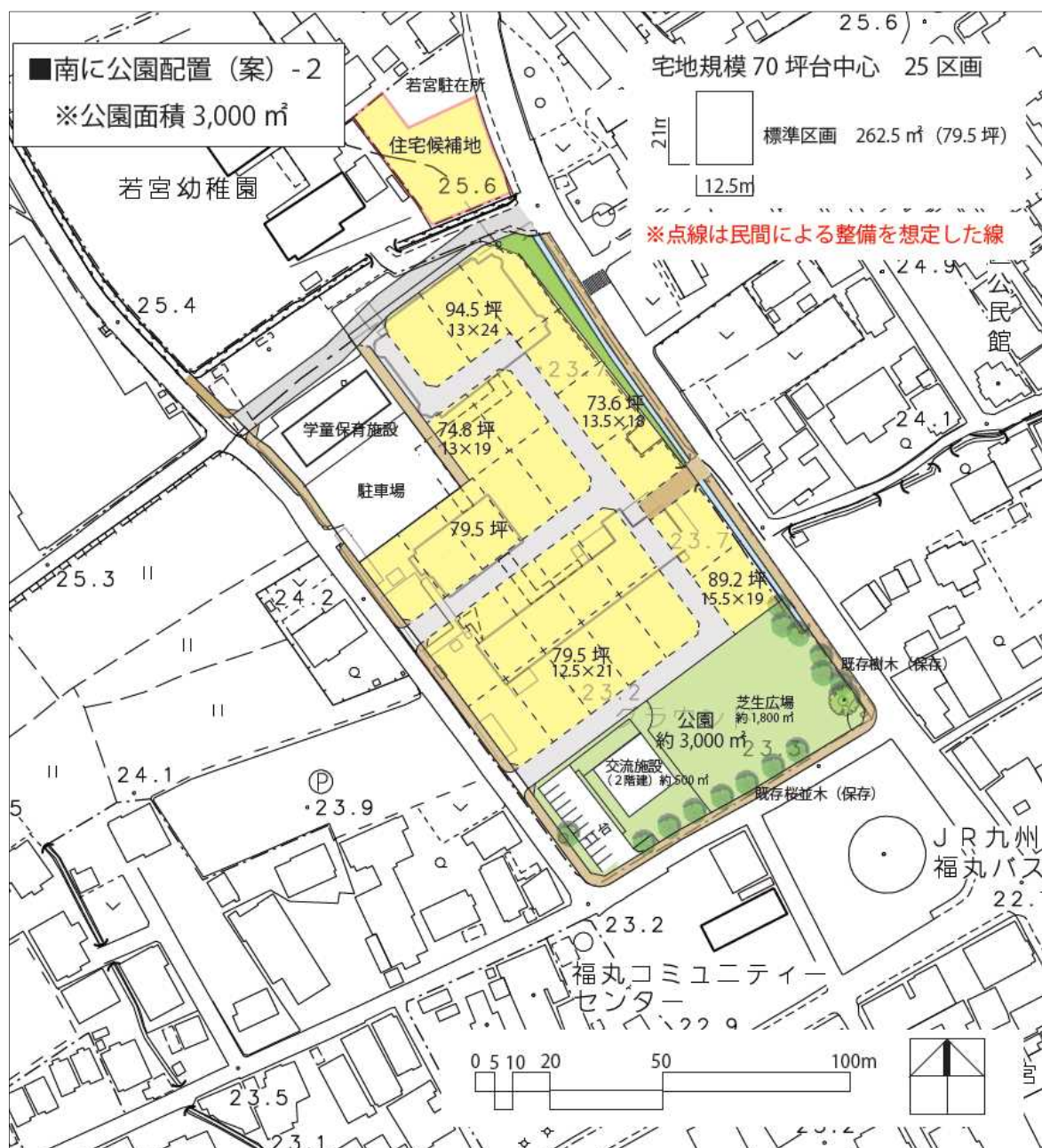
■B—1 案の整備イメージ図



(4) B案—2：公園を対象地の南側に配置し、道路を新設する案

○公園を対象地の南側に配置し、福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターからも利用しやすくする案で、北側から住宅地にアクセスしやすくするため、北側に市道福丸下有木線と市道糸遊福丸線を結ぶ東西の道路を新設する案

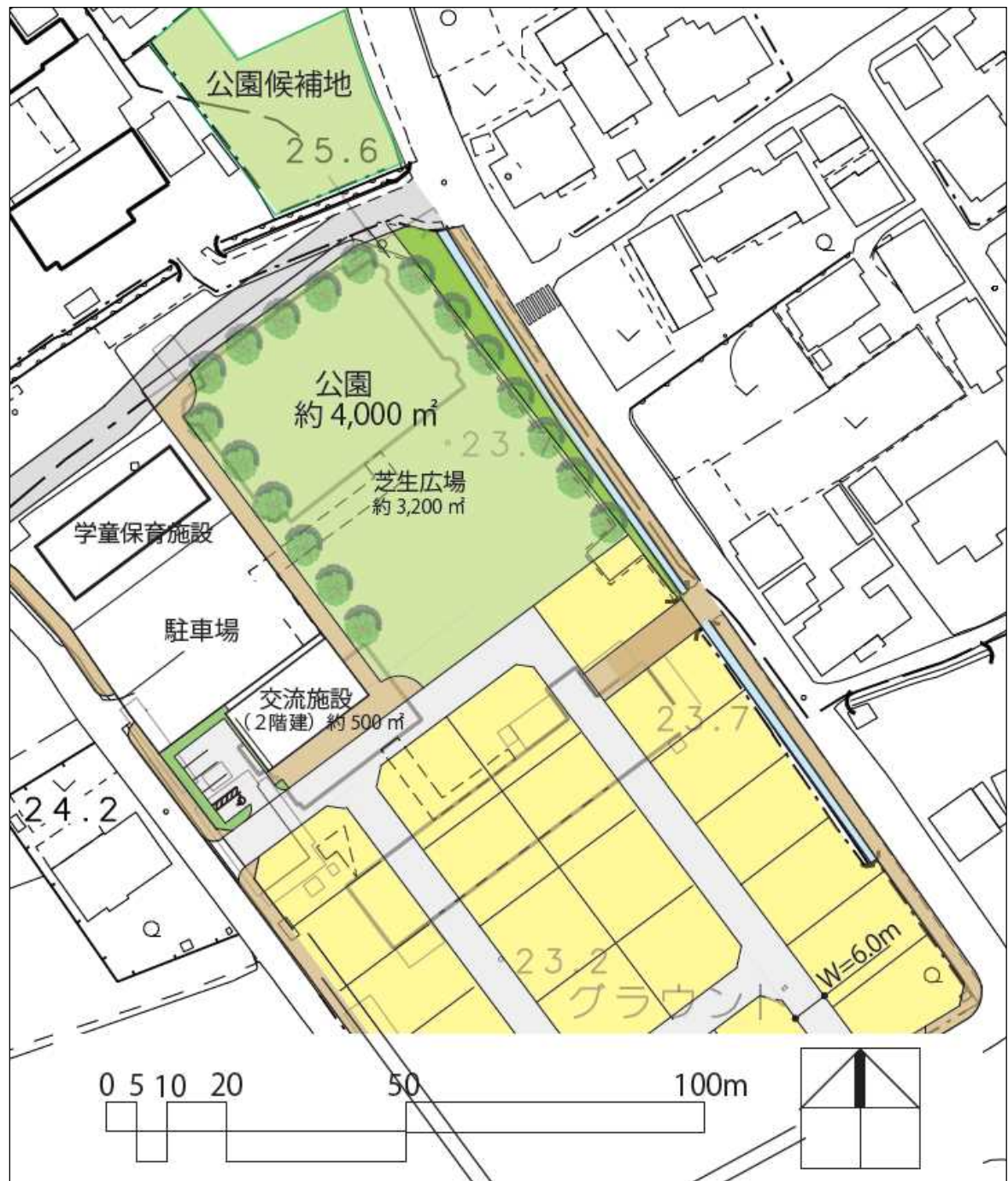
■B—2案の整備イメージ図



資－２ 公園の整備イメージ図

(１) A案：公園を対象地の北側に配置する案

○公園を対象地の北側に配置し、学童保育施設と一体となるよう整備する案



(2) B案：公園を対象地の南側に配置する案

○公園を対象地の南側に配置し、福丸コミュニティセンターや若宮コミュニティセンターからも利用しやすくする案



若宮小学校跡地利活用基本構想 令和 7 (2025) 年 3 月

編 集：宮若市秘書政策課 政策推進係

〒 823-0011 宮若市宮田 29 番地 1

TEL (0949) 32-0512 / FAX (0949) 32-9430

